

上半期源泉所得税相談会のご案内



通常日程

- ①会 場：川崎西青色申告会館
- ②日 程：6月16日(月)～7月10日(木) ※土・日を除く。
- ③受付時間：午前9時00分～11時30分(会計ソフトは午前11時00分 相談時間は60分ごと)
午後1時00分～3時30分(会計ソフトは午後3時00分 相談時間は60分ごと)
- ④そ の 他：源泉所得税相談と合わせて会計ソフトの入力確認相談を受けられる方は、事前に予約をお取りの上お越しください。

土曜日相談会日程 (予約制・午前中のみ)

※開催日前日までに予約がない場合は相談会を行いません。

- ①会 場：川崎西青色申告会館
- ②日 程：7月5日
- ③受付時間：午前9時00分～11時00分(相談時間は60分ごと)

☆相談会にご持参いただくもの

- ・令和7年分の源泉徴収簿(1人別源泉徴収簿)
 - ・源泉所得税納付書(税務署より郵送されています。)
 - ・令和6年分の年末調整時の資料【令和6年分の源泉徴収簿、納付書、残存過納額明細書等】
(令和6年分において、年末調整時の還付未済金を翌年に繰り越した方は、上記資料がないと令和7年分の源泉税の処理ができませんのでご注意ください。)
- ※ 令和7年分の源泉徴収簿、源泉所得税納付書をお持ちでない方は、事務所に備え付けておりますので、相談等にお越しの際にお申し付けください。

☆源泉徴収した所得税及び復興特別所得税の納付期限について

- ・原 則：給与等を支払った月の翌月10日までに納付。なお、納付期限日が日曜日・祝日などの休日や土曜日に当たる場合は、その休日明けの日が納付期限となります。
 - ・納付期限の特例適用者：令和7年7月10日(木)までに、1月分(年の途中から納付期限の特例の適用を受ける場合は提出月の翌月分)～6月分を納付。
また、7月分～12月分は令和8年1月20日(火)までに納付となります。
- ※ 納付が遅れますと不納付加算税が掛かります。納付税額がなくても源泉所得税納付書を作成の上、所轄の税務署に提出する必要があります。

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。※詳細は裏面をご覧ください。

これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。令和7年11月までの源泉徴収事務に変更は生じませんが、令和7年12月に行う年末調整など、令和7年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じます。

※ 令和7年中の源泉徴収税額表に変更はありませんが、令和8年1月1日以後に支払う給与については、「令和8年分源泉徴収税額表」を使用して源泉徴収税額を求めます。

- 駐車場の用意はありませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。
- ご不明な点がございましたら、青色申告会事務局までご連絡下さい。TEL 044-911-4616
- その他当会の情報はホームページ <https://www.shokonet.or.jp/aoiro/kawasakinisi/> をご覧ください。



令和7年度税制改正 所得税の基礎控除の見直し等について



- ① 基礎控除の見直し：合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	基礎控除額		
	改正後		改正前
	令和 7・8 年分	令和 9 年分以後	
132 万円以下 (200 万 3,999 円以下)	95 万円		48 万円
132 万円超 336 万円以下 (200 万 3,999 円超 475 万 1,999 円以下)	88 万円	58 万円	
336 万円超 489 万円以下 (475 万 1,999 円超 665 万 5,556 円以下)	68 万円		
489 万円超 655 万円以下 (665 万 5,556 円超 850 万円以下)	63 万円		
665 万円超 2,350 万円以下 (850 万円超 2,545 万円以下)	58 万円		

※合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

- ② 給与所得控除の見直し：55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%＋8万円

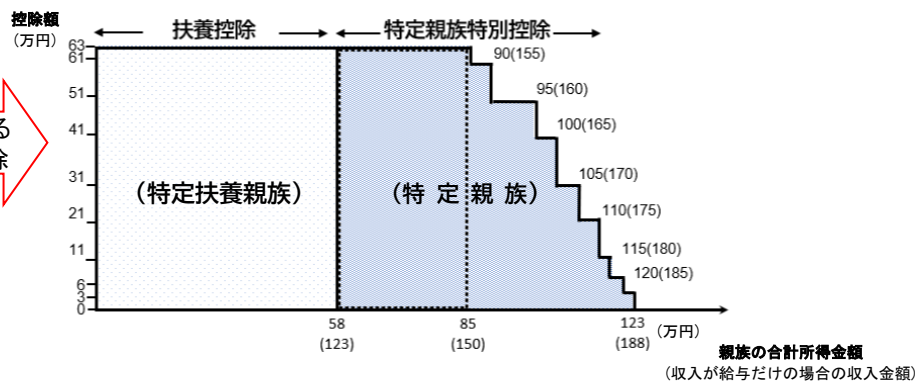
※給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

- ③ 特定親族特別控除の創設

特定親族とは？

居住者と生計を一にする
年齢19歳以上23歳未満の
親族(配偶者や青色事業専
従者を除く)で合計所得金
額が58万円超123万円以
下の人をいいます。

受けられる
控除



- ④ 扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除の改正に伴い、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

【所得要件】※合計所得金額

扶養親族等の区分	所得要件 (収入が給与だけの場合の収入金額)	
	改正後	改正前
扶養親族・同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)

令和7年12月に行う年末調整を行う際に、改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」を使用し、改正後の基礎控除額を控除し、特定親族特別控除の適用がある場合はその適用を行い1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。なお、扶養親族等の所得要件の改正は令和7年12月1日以後に支払われる給与から適用されます。

